

# 意見陳述を希望される方へ

## 【意見陳述の流れ】

意見陳述の流れは以下のとおりです。

- ①委員長は請願者からの意見陳述がある旨を報告
- ②意見陳述者入室
- ③意見陳述（5分以内）
- ④委員からの質疑
- ⑤意見陳述者退室

## 【意見陳述者への注意事項】

意見陳述者に対する注意事項は以下のとおりとします。

- ①委員会開会時間の15分前までに中津市役所の議会事務局に来ること。
- ②発言時間を遵守すること。
- ③当該請願の内容を超えた発言をしないこと。
- ④個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定政党・個人等への誹謗中傷その他社会通念上不適切と判断される発言をしないこと。
- ⑤会議の妨害となる行動をしないこと。
- ⑥委員長の指示に従うこと。

## 【書類提出等】

- ①意見陳述を希望する場合は、意見陳述申出書を開会日の前日（ / ）までに提出してください。
- ②意見陳述の可否は、請願の審査日（ / 予定）の2日前までに申出者に通知することとします。
- ③意見陳述時の資料がある場合は、議会事務局にご相談ください。意見陳述時の資料は、意見陳述者で用意していただきます。
- ④意見陳述者の変更がある場合は、意見陳述者等変更申出書を提出してください。  
また、意見陳述申出書を取り下げる場合は、意見陳述取り下げ申出書を提出してください。